平成２６年３月１３日

松山市監査委員　殿

松山市職員措置請求書

１．請求の要旨

１請求の対象者
２対象の期間
３財務会計上の行為
４管理責任者として違法又は不当である理由
５その行為による損害
６措置請求
７サロン運営の見直し

２．請求者

住所 職業 氏名	省略
住所 職業 氏名	省略

地方自治法第 242 条 1 項の規定により、別紙事実証明書を添えて、必要な措置を請求します

添付資料

１－１　いきいきサロン事業実施要領（改訂－前）
１－２　いきいきサロン事業実施要領（改訂－後）
２　　ふれあい・いきいきサロン実践事例集
３　　ふれあい・いきいきサロン運営の基本機能
４　　Ａサロン活動内容
５　　Ｂサロン活動内容
６　　Ｃサロン活動内容
７　　地域支援事業の実施について（厚労省通達）
　　厚労省通達老発第 0609001 号）

以上

松山市監査委員　殿

松山市職員措置請求書

１　請求の要旨

１）請求の対象者　　・松山市介護保険課長

２）対象期間　　・平成 24 年度

註－１　　当テーマは平成 23 年 3 月 22 日提出された監査請求結果（松監第 19 号）と類似している。
　行政はこの監査の結果、判決に勝ったのだから現状の運営方法には問題は無いと考えており、以降現在に至っている。
　よってこの内容も含めこの期間とします。
　平成 24 年度は対象者約 133,000 人の内サロン会員 8,301 名（約 6%）活動援助員（サロン会員が兼ねている）1,835 名、講師 798 名の構成となっている。

３）財務会計上の行為

(1) ふれあい・いきいきサロン活動が担う重要性

　全高齢者にとって仲間作り（特に近隣同士の仲間意識や絆作り）と介護予防活動は現代避けては通れない最重要テーマの一つで有る。
　高齢者の市民に対する比率は 25%以上に及び、全市民の経済面又は文化生活維持の面からも重要課題である。

(2) 立派な「ふれあい・いきいきサロン運営事業実施要領」を制定

　この問題に対して松山市では円滑かつ効果的に推進が期待できるような立派な「ふれあい・いきいきサロン運営事業実施要領」を制定し、これを以って運用すべく、ふれあい・いきいきサロン運営事業を松山市長が委託先である松山市社会福祉協議会と協定を結び平成17年より運営を開始した。

資料
１－１　いきいきサロン事業実施要領（改訂－前）
１－２　いきいきサロン事業実施要領（改訂－後）
２　　ふれあい・いきいきサロン実践事例集
３　　ふれあい・いきいきサロン運営の基本機能

(3) 桁外れに高額な運営補助金等

　一方全国他の自治体の平均的なサロン運営補助金と比較して、桁外れに高額な補助金等（活動運用補助金や活動援助員費）を支給する内容。となっている。

運営補助金：最高限度額（円／サロン・年）

＊松山市	：運営補助金	416,000
（中規模）	：活動援助員費	936,000
	合　計	1,352,000

＊他自治体：運営補助金（円／年間サロン）20,000 円～70,000 円のみ

(4) 運営形態と財源

健康な全高齢者（60 歳以上）を対象に全額税金と介護保険料を使って公共事業として平成 17 年度から運営されている。

因みに平成 24 年度は事業費 11,083 万円の内 25%（国税）、25%（市県民税）、21%（65 歳以上の介護保険料）及び 29%（40～64 歳の介護保険料）より拠出されている。

その内運営補助金（8,301 名）23,848,000 円はサロンに支給され、活動援助員費：（1,835 名）の 50,232,000 円は個人に支給されている。

サロン活動本体の倍以上がお世話係に支給されている。本末顛倒も甚だしい運用である。

以降次のように記す。

① 松山市ふれあい・いきいきサロン運営事業実施要領→サロン実施要領
② 松山市社会福祉協議会→市社協
③ サロン運営補助金＋サロン活動援助員費→サロン運営補助金等

4）管理責任者として違法又は不当である理由

市社協の著しく違法的な公平性を欠いた運用にたいして、委託元の管理担当責任者として職務の怠慢によるものであると考える。

行政は委託先に対して契約通りサロン実施要領を運用しているか否か管理、監督する責務がある。責務の遂行の怠慢が市社協の違法な運用に繋がったと考える。

例

(1) 対象者に必要な広報活動を殆どする事もなく

この重要なサロン運営事業設立に対して対象者である一般高齢者に殆ど広報活動もせず、一部組織（民生委員、高齢者クラブ会長等）を通じて立ち上げさせた。

その為対象者 133,000 人中の 8,301 名（6%）のみがサロン会員となり恩恵を蒙っている。

厚労省通達老発第 0609001 号にもあるように全対象高齢者が参画する権利がある。

註－２　課長就任時にサロン事業を立ち上げたのではないが不十分な広報活動が原因の一つで重大な欠陥のある運営に繋がっている。

然も就任以来改善の機会は有りながら怠っている責任は重大である。

(2) 契約違反の運営

行政はサロン実施要領には無いにも拘わらず、「一公民館一サロン」しか認めてないと言う制

度をとっている。
　従って一部の特定の人達だけに既得権益を与えた公共事業で違法なサロン運営を事業化させていると言える。

(3) 違法性の高い既得権益付きのサロン利用者制度

　サロン立ち上げ制限によりその周辺の人 8,301 人（僅か約 6%の人）のみが恩恵を受ける事が出来、残りの高齢者 94%の高齢者は好む、好まざるに拘わらず効果が期待出来るサロンを利用し仲間づくりと介護予防活動に参画する権利を違法的に剥奪している。

　一般対象者の利用者となれる基本的人権を一方的に市社協が剥奪した運営をしている。そして違法行為を行政が幇助している。

　憲法 14 条　法の下の平等に違反した行為である。
　憲法 15 条　全ての公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者でない。

(4) 実施要領 4 条（活動内容）をすり替えた運営形態

　行政は松山市と市社協が交わした運営契約であるサロン実施要領の原文を無視して目的、趣旨も異る「地域支援事業実施要綱（厚生労働省）」の「生きがいと社会参加の促進」の地域における様々な社会資源を活用し、各種サービスを提供する。
　この趣旨の異なる要綱の一文をもっともらしく根拠にして、サロン実施要領にも適用して、効果の期待出来ない安易なサロン活動に行政が改悪している。

例

① 実施要領 4 条（活動内容）を逸脱した運営
　行事内容は精査される事なく、活動内容報告書を出せば全てサロン活動と認められる。
　例えばサロンに主体性のない高齢者クラブの行事、町内外の行事、その他集会等々全てサロン活動として、報告さえすれば認められている。

② サロン運営の基本機能：資料－３による
　本事業としては認められない「特定な活動」に当たると思われる活動内容に対しても認められている。

③ サロン活動として認められた活動報告書実例
　平成 24 年度（Ａサロン、Ｂサロン＆Ｃサロン）

＊サロン利用者に主体性なし
ア　高齢者クラブ総会に参加

イ　町内会行事（運動会・盆踊り・敬老会・亥の子祭り・等々）に参加

＊民間介護施設等主催

ウ　病院や介護施設が町内会等に回覧した健康等に関わる講義に参加

＊趣味的

オ　半定常的に多数回行われる、囲碁、カラオケ、グランドゴルフ等々趣味的な行事

資料－４　Ａサロン活動内容
参資－５　Ｂサロン活動内容（4 月分のみの添付であるが、大体これ等の繰り返しである。）
参資－６　Ｃサロン活動内容

註－３　　他に 96 回・年開催サロン

Ｄ　２地区　Ｅサロン	Ｆ　３地区　Ｇサロン
Ｈ　２地区　Ｉサロン：(98 回)	Ｆ　４地区　Ｊサロン
Ｆ　１地区　Ｋサロン	Ｇ　地区　　Ｌサロン

(5) 違法的行為

’(1)～’(4)を同時セットし且つ継続運用をし、一部の高齢者のみの既得権益者に公金をばら撒く違法的行為の幇助をしていると考える。

①　いきいきサロン運営事業組織が厚生省が定める、地域支援事業の系列の枝葉末節に位置付けられているのは、事実であるが、地域支援事業本体の趣旨も要綱も松山市サロン実施要領とは全く違う。

※

住民監査請求：判断　2)実施要領との整合性　ページ 23 より採用

②　何処までも松山市と市社協が結んだサロン運営実施要領を遵守して運用しなければならないのは当然の理である。

③　不公平なサロン運営事業

＊　即ちサロン会員なら行事に関係なく集まれば、全てサロン活動として、活動援助員費や運営補助金が 13,000 円・回（中規模対応）支給される。

＊　一方 94%のサロン活動援助員やサロン会員になれない人達は幾ら仲間づくりや介護予防活動をしようとサロン運営補助金は支給されない。

年間換算最高　104 回’＝　1,352,000 円／年・サロン

＊　Ｂサロンでは 260 回／年　活動報告し 3,380,000 円支給している。
　1 ヶ所にこれ程集中した開催を許し、一方では一公民館一サロンで除外された者がいる。差別が甚しい。

５）その行為による損害

(1) 既得権益者的運用による市民の損害

その行為による損害額

サロン活動に伴う 133,000 人分の拠出金（税金＋介護保険料）の内

① 僅か 8,301 人（6%）のサロン会員のみに支給された 23,848,000 円

② 活動援助員 1,835 人（1.4%）に支給された 50,232,000 円

合計 74,080,000 円は対象者である 133,000 人が公平に活用できる金銭である。

③ 6%のサロン会員には支給総額の 6%でよかった。

不当に差別された 94%の高齢者の利用可能金額

サロン活動を抹殺した事による損失　1%は想定責任寄与率

74,080,000 円　×　0.94　×　0.01　＝　696,352 円　・・・①

(2) Ａサロンの不適当サロン運営補助金等の返金

Ａサロン活動内容不適当件数 12 件／年、責任寄与率 30%

返済額

13,000 円／件　×　12 件　×　0.3　＝　46,800 円　・・・②

(3) Ｂサロン　開催回数要綱オーバー

年間換算：要領　104 回’＝　1,352,000 円／年・サロン

Ｂサロンでは 260 回／年　活動報告し 3,380,000 円支給

責任寄与率 30%

（260-104）回　×　13,000 円　× 0.3　＝608,400 円　・・・③

合計

①＋②＋③　＝　1,351,552 円　→　135 万円

6）措置請求

(1) 損害賠償額　　－金壱百参拾五萬円也

松山市介護保険課長に対し市社協の違法な運用の、管理監督業務の怠慢に対して松山市に返納する事を申請する。

7）サロン運営の見直し

(1) 目的

全員参画型にし、実行可能で且つ持続可能な公共事業の確保

(2) 運営補助金の見直し

① 桁外れに高額なサロン運営補助金等

・特に健常者を対象にしたサロン活動で活動援助員費をボランティアとは称しているが一人一回 3,000 円も支給している。

実施要領第 11 条では、活動援助員は地区社協に登録し、1 回の派遣に対して支給と規定さ

れている。
　会員が活動援助員となり、常駐しているのは不法である。

② 不透明な活動援助員の関わり
　他の団体の行事にサロン会員が参加するだけのサロン活動に対して活動援助員の関わりが不透明である。
　サロン活動全般を通して、外部の援助を必要とする活動が有るのか？
　三サロンは見る限り会員の互助によって出来る活動ばかりと思える。

　いわゆる活動援助員は不労所得を得ている。

③ 報告さえすれば認められるサロン活動
　高齢者クラブの行事、町内行事、町内外の行事に参加するだけでも報告さえすればサロン活動として認められる。

　それに伴って支給される補助金等は使途不明である。現行の会計監査は数字合わせのみで、行事と領収書の整合性は監査していない。

(3) 公平で全員参画型サロン運営事業の構築

① サロン事業の重要性と役割を全市民に宣伝、広報する。

② 同一町内少グループ複数サロン化
　－サロン規模
　　10 名～15 名程度（該当戸数 10～200 戸）

③ 活動補助金等の見直し（年間－サロン当たり）
＊　運営補助金は全国並みの　1 万円～5 万円　規模により変更、又は月 2 回のみ運営補助金を支給する。
＊　活動援助員費は全廃
　　健康な高齢者は人の為になる事により、元気を貰い、生きがいとなる。

(4) 一公民館多サロンの設立を認め、運用簡素化したサロン立ち上げの推進を図る。

一公民館一サロン制度の為に人口密集地の市街地ではサロン数が極僅かである。
例
① M地区 3 サロン　② N地区 2 サロン　③ O地区 2 サロン

　守られない実施要領よりも高齢者は集って話をするだけでストレス解消になるのです。
　最近問題になりがちな地縁も復活してくるのではないでしょうか。
　一朝一夕には地縁、絆は出来ないものです。来るべき高齢化社会に向けサロンは大きな意味が有り行政は真剣に取り組んで欲しいのです。

平成 26 年度も従来通りの運用をされるようなので、この市民の納得出来ないバラマキを早急に改め、全対象者が恩恵を受けられるように、監査請求をするのです。

以上